

第2問 司法書士法務太郎は、平成28年6月1日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表取締役から、別紙1から別紙5までの書類のほか必要書類の交付を受け、別紙11のとおり事情を聴取した。司法書士法務太郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、必要な登記の申請書の作成及び登記の申請の代理を依頼された。司法書士法務太郎は、その依頼に基づき、同日、東京商事株式会社の本店所在地を管轄する登記所に登記の申請をした。

また、司法書士法務太郎は、平成28年7月15日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表取締役から、別紙6から別紙10までの書類のほか必要書類の交付を受け、別紙12のとおり事情を聴取した。司法書士法務太郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、必要な登記の申請書の作成及び登記の申請の代理を依頼された。司法書士法務太郎は、その依頼に基づき、同日、東京商事株式会社の本店所在地を管轄する登記所に登記の申請をした。

以上に基づき、第2問答案用紙の第1欄には、平成28年6月1日に委任された登記の申請に関し、第2欄には、平成28年7月15日に委任された登記の申請に関して、アからオまでの項目ごとに各登記の申請書に記載すべき事項を記載しなさい。また、第3欄には、代表取締役から受領した書面及び聴取した内容のうち、登記の申請をすることができない事項があるときは、その事項及びその理由を簡潔に記載しなさい。

（答案作成上のその他の注意事項）

- 1 東京商事株式会社においては、明記されている場合を除いて、定款に法令の規定と異なる別段の定めはないものとする。
- 2 別紙中、（一中略―）、（省略）又は（一以下、省略―）と記載されている部分は、有効な記載があるものとする。
- 3 登記申請書に添付すべき書面は、すべて調べられており、議事録には所要の記名押印がされているものとする。
- 4 登記申請書に添付すべき書面について、他の書面を援用することができることが明らかなきときは、これを援用しなければならない。
- 5 登記の申請書に添付する必要のない書面については、解答欄に記載してはならない。
- 6 解答欄に記載すべき事項がない場合には、該当の解答欄に斜線を引く。
- 7 各別紙に掲げられている決議は、各種類株主に損害を及ぼすおそれはないものとして解答する。

- 8 第 1 回新株予約権はいわゆるストックオプション目的の新株予約権であり，登記されている 100 個の新株予約権は全て A が保有している。
- 9 数字を記載する場合には，算用数字を使用すること。
- 10 訂正，加入又は削除をしたときは，訂正は訂正すべき字句に線を引き，近接箇所に訂正後の字句を記載し，加入は加入する部分を明示して行い，削除は削除すべき字句に線を引いて，訂正，加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

別紙 1

【平成 28 年 4 月 1 日現在の東京商事株式会社に係る登記記録の抜粋】

| | | |
|--------------------------------------|---|--------------------|
| 会社法人等番号 | 0100-01-000365 | |
| 商号 | 東京商事株式会社 | |
| 本店 | 東京都中央区中央一丁目 1 番 1 号 | |
| 公告をする方法 | 官報に掲載してする。 | |
| 発行可能株式総数 | 6000 株 | |
| 発行済株式の総数 並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 1500 株 各種の株式の数 A 種類株式 1000 株 B 種類株式 300 株 C 種類株式 200 株 | |
| 資本金の額 | 金 1500 万円 | |
| 発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容 | <p>A 種類株式 4000 株 B 種類株式 6000 株 C 種類株式 800 株</p> <p>1 取得請求の定め A 種類株主は、いつでも、当会社に対して A 種類株式の取得を請求することができ、この場合には、当該 A 種類株式 1 株の取得と引換えに、当会社の第 1 回新株予約権 1 個を交付する。</p> <p>1 取締役の選任 A 種類株主は、種類株主総会において、取締役 3 名を選任することができる。 B 種類株主は、種類株主総会において、取締役 3 名を選任することができる。 C 種類株主は、種類株主総会において、取締役を選任することができない。</p> | |
| 株式の譲渡制限に 関する規定 | 当会社の株式を譲渡により取得するためには、当会社の承認を要する。 | |
| 株券を発行する旨 の定め | 当会社の株式については、株券を発行する。 | |
| 役員に関する事項 | 取締役 A | 平成 26 年 6 月 27 日重任 |
| | 取締役 B | 平成 27 年 6 月 27 日重任 |

| | | |
|----------------|--|--------------------|
| | 取締役 C | 平成 26 年 6 月 27 日就任 |
| | 取締役 D | 平成 26 年 6 月 27 日就任 |
| | 取締役 E | 平成 26 年 6 月 27 日就任 |
| | 取締役 F | 平成 26 年 6 月 27 日就任 |
| | 東京都中央区中央二丁目 2 番 2 号 代表取締役 A | 平成 26 年 6 月 27 日重任 |
| | 監査役 G | 平成 25 年 6 月 27 日就任 |
| 新株予約権 | <p>第 1 回新株予約権 新株予約権の数 100 個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 B 種類株式 500 株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 1 個当たり金 50 万円 新株予約権を行使することができる期間 平成 28 年 7 月 10 日まで 新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使は、当会社の取締役及び監査役のみがすることができる。これを付与した取締役又は監査役が一旦退任した場合には、再度就任するか否かを問わず、一切の新株予約権の行使を認めない。</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 7 月 1 日発行</p> | |
| 取締役会設置会社に関する事項 | 取締役会設置会社 | |
| 監査役設置会社に関する事項 | 監査役設置会社 | |

別紙 2

平成 28 年 5 月 13 日付 A 種類株式の取得請求書

東京都中央区中央一丁目 1 番 1 号

東京商事株式会社 御中

東京都中央区中央七丁目 7 番 7 号

株主 G ㊟

取得請求権付株式である下記の貴社株式の取得と引換えに貴社第 1 回新株予約権を
交付されたく、株券を添えて請求します。

記

東京商事株式会社 A 種類株式 200 株

以上

別紙 3

平成 28 年 5 月 15 日開催の東京商事株式会社の臨時株主総会の議事概要

（一中略）

第 1 号議案 取締役の解任の件

議長は、取締役 C について、その職務に不正があったことを説明し、解任すべきであることを述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致により、これを可決承認した。

（一以下、省略）

別紙 4

平成 28 年 5 月 15 日開催の東京商事株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

(—中略—)

第 1 号議案 株式無償割当ての件

議長は、平成 28 年 5 月 15 日最終の株主名簿に記載された株主について下記の要領で株式を新たに発行し、株式無償割当てをしたい旨及びその理由を詳細に説明し、その承認を求めたところ、出席取締役全員の賛成を得たので、本議案は承認確定した。

記

- 1 株主に割り当てる株式の種類及び種類ごとの数
A 種類株式 10 株につき C 種類株式 1 株
- 2 株式無償割当ての効力発生日
平成 28 年 5 月 31 日
- 3 株式無償割当てを受ける株主の有する株式の種類
A 種類株式

第 2 号議案 募集株式発行の件

議長は、下記の要領にて募集株式を発行したい旨を述べ、その賛否について議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを可決承認した。

記

募集株式の発行要領

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| 1 募集株式の数 | C 種類株式 300 株 |
| 1 払込金額 | 1 株につき金 2 万円 |
| 1 払込金額の総額 | 金 600 万円 |
| 1 割当方法 | 下記記載の X に割り当て、総数引受契約によって行う。 |
| 1 割当先及び割当株式数 | X C 種類株式 300 株 |
| 1 払込期日 | 平成 28 年 5 月 30 日 |
| 1 増加する資本金の額 | 金 600 万円 |
| 1 払込取扱場所 | 東京都千代田区千代田二丁目 2 番 2 号 X Y Z 銀行 本店 |

(—以下、省略—)

別紙 5

平成 28 年 5 月 15 日開催の東京商事株式会社の B 種類株式の種類株主総会の議事概要

出席株主の状況

議決権を有する B 種類株主全員出席

（一中略一）

第 1 号議案 取締役の選任の件

議長は、取締役 D が平成 28 年 5 月 12 日に辞任届を提出したことに伴い、後任の取締役を選任する必要があると、下記の者を当該後任の取締役として選任してほしい旨を述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを可決承認した。

なお、被選任者は、席上その就任を承諾した。

（住所省略）取締役 H

以上をもって本日の議事を終了したので、議長は、閉会を宣した。

（一以下、省略一）

別紙 6

平成 28 年 6 月 2 日開催の東京商事株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 自己株式の取得

議長は、下記のとおり自己株式を取得する旨を説明し、その賛否について議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを可決承認した。

記

| | |
|---------------------------|------------------|
| 1 取得する株式の種類及び数 | B 種類株式 300 株 |
| 1 株式 1 株を取得するのと引換えに交付する金銭 | 金 3 万円 |
| 1 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額 | 金 900 万円 |
| 1 株式の譲渡しの申込みの期日 | 平成 28 年 6 月 17 日 |

(一以下、省略一)

別紙 7

平成 28 年 6 月 17 日開催の東京商事株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

（一中略一）

第 1 号議案 自己株式の消却の件

議長は、本日をもって、当会社の有する自己株式の全部（内訳の記載は省略）の消却をしたい旨及びその理由を詳細に説明し、その承認を求めたところ、出席取締役全員の賛成を得たので、本議案は承認確定した。

（一以下，省略一）

別紙 8

平成 28 年 6 月 20 日開催の東京商事株式会社の臨時株主総会の議事概要

（一中略）

第 1 号議案 取締役の解任の件

議長は、取締役 F について、その職務に不正があったことを説明し、解任すべきであることを述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致により、これを可決承認した。

（以下、省略）

別紙9

平成28年6月27日開催の東京商事株式会社の定時株主総会の議事概要

（一中略）

第1号議案 計算書類（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）承認の件

（承認—記載省略）

第2号議案 取締役の選任の件

議長は、取締役（氏名—記載省略）が本定時株主総会の終結と同時に任期満了退任するため、新たに取締役を選任する必要がある旨を述べ、次の者を取締役に選任することについての賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって可決承認した。

なお、被選任者は、席上その就任を承諾した。

（住所省略）取締役 I

（住所省略）取締役 J

（住所省略）取締役 K

（住所省略）取締役 B

（一以下，省略）

別紙 10

平成 28 年 6 月 27 日開催の東京商事株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

（一中略）

第 1 号議案 代表取締役の選定の件

議長は、新たに次の者を代表取締役に選定すべきである旨を述べ、その賛否を議場に諮ったところ、全員一致をもってこれを可決承認した。なお、被選定者は、席上その就任を承諾した。

東京都新宿区高田馬場一丁目 1 番 1 号

代表取締役 K

（以下、省略）

別紙 11

司法書士の聴取記録（平成 28 年 6 月 1 日現在）

- 1 平成 28 年 5 月 13 日、東京商事株式会社の監査役である株主 G から、別紙 2 のとおり、A 種類株式の取得の請求がされた。なお、取得と引換えに交付する新株予約権の帳簿価額は、取得の効力発生日における分配可能額を超えていない。また、東京商事株式会社が平成 28 年 5 月 13 日以前に保有していた自己株式はない。
- 2 平成 28 年 5 月 12 日、取締役 D から辞任届が提出された。
- 3 東京商事株式会社は、平成 28 年 5 月 15 日午前 10 時から午前 11 時までの間において、臨時株主総会を開催した。議事の経過の概要は、別紙 3 に記載のとおりである。
- 4 平成 28 年 5 月 15 日午後 1 時から午後 2 時までの間において、取締役会が開催された。議事の経過の概要は、別紙 4 に記載のとおりである。株式の無償割当てについて、会社法上必要とされる A 種類株主及び C 種類株主に対する通知及び公告その他の所要の手続は、適法になされている。また、募集株式発行に先立ち、平成 27 年 5 月 28 日の臨時株主総会において、募集株式の発行に係る募集事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされている。そして、平成 28 年 5 月 16 日、東京商事株式会社と X は、総数引受契約を締結し、平成 28 年 5 月 30 日、X は、募集株式に関する全額の払込みをした。なお、募集株式の発行における払込金額は、募集株式を引き受ける者に特に有利な金額ではなく、募集事項の決定の委任決議に係る種類株主総会の決議は、適法になされている。
- 5 平成 28 年 5 月 15 日午後 4 時から午後 5 時までの間において、B 種類株主総会が開催された。議事の経過の概要は、別紙 5 に記載のとおりである。
- 6 東京商事株式会社の定款には、「当会社の取締役の員数は、5 名以上とする。」旨の定めがある。また、東京商事株式会社は、現に株券を発行している会社である。
- 7 取締役 A 及び取締役 C は、平成 26 年 6 月 27 日開催の A 種類株主による種類株主総会において選任されており、取締役 B は、平成 27 年 6 月 27 日開催の A 種類株主による種類株主総会において選任されており、取締役 D、取締役 E 及び取締役 F は、平成 26 年 6 月 27 日開催の B 種類株主による種類株主総会において選任されている。

別紙 12

司法書士の聴取記録（平成 28 年 7 月 15 日現在）

- 1 平成 28 年 6 月 2 日午後 1 時から午後 2 時までの間において、取締役会が開催された。議事の経過の概要は、別紙 6 に記載のとおりである。自己株式の取得に関しては、平成 27 年 6 月 27 日開催の定時株主総会において株式を取得することができる期間を 1 年として、自己株式の取得に関する事項の決定が有効になされている。また、当該決定に基づき、東京商事株式会社は、自己株式の取得について B 種類株主に対し会社法上必要な通知をした。これを受けて平成 28 年 6 月 17 日、B 種類株主 Z が自己の所有する全ての B 種類株式 300 株を譲り渡す旨の申込みをした。なお、当該自己株式の取得に関する金銭の帳簿価額の総額は、平成 28 年 6 月 17 日現在における分配可能額を超えていない。
- 2 平成 28 年 6 月 17 日午後 1 時から午後 2 時までの間において、取締役会が開催された。議事の経過の概要は、別紙 7 に記載のとおりである。なお、平成 28 年 6 月 17 日に、株式の消却に関する手続が終了した。
- 3 東京商事株式会社は、平成 28 年 6 月 20 日午前 10 時から午前 11 時までの間において、臨時株主総会を開催した。議事の経過の概要は、別紙 8 に記載のとおりである。
- 4 平成 28 年 6 月 21 日、E が死亡し、同日、親族から死亡届が提出された。
- 5 東京商事株式会社は、平成 28 年 6 月 27 日午前 10 時から午前 11 時までの間において、定時株主総会を開催した。議事の経過の概要は、別紙 9 に記載のとおりである。なお、B は、当該定時株主総会の終結と同時に辞任する旨の辞任届を提出している。
- 6 平成 28 年 6 月 27 日午後 1 時から午後 2 時までの間において、取締役会が開催された。議事の経過の概要は、別紙 10 に記載のとおりである。当該取締役会の議事録には、出席者全員の市区町村長届出印による押印がされている。
- 7 東京商事株式会社の定款には、「当会社の取締役の員数は、5 名以上とする。」旨の定めがある。
- 8 東京商事株式会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。

第2問【解答例】

第1欄（減点限度枠…14点）

| | |
|------------------------------------|-------------|
| ア 登記の事由 | |
| 株式無償割当て | |
| 取締役の変更 | |
| 取得請求権付株式の取得と引換えにする新株予約権の発行 | |
| イ 登記すべき事項 | |
| 平成28年5月31日変更 | |
| 発行済株式の総数 1580株 | |
| 各種の株式の数 | |
| A種類株式 1000株 | |
| B種類株式 300株 | |
| C種類株式 280株 | |
| 平成28年5月12日取締役D辞任 | |
| 平成28年5月15日取締役H就任 | |
| 平成28年5月13日変更※ | |
| 第1回新株予約権 | |
| 新株予約権の数 300個 | |
| 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 | |
| B種類株式 1500株 | |
| ウ 課税標準金額 | |
| エ 登録免許税の額及びその内訳 | |
| 金4万円 内訳 役員変更分 | 金1万円 |
| 登記事項変更分 | 金3万円 |
| オ 添付書類の名称及び必要な通数 | |
| 委任状 | 1通 |
| 種類株主総会議事録 | 1通 |
| 取締役の就任承諾書は種類株主総会議事録の記載を援用する | |
| 取締役会議事録 | 1通 |
| 辞任届 | 1通 |
| 分配可能額が存在することを証する書面 | 1通 |
| 取得の請求があったことを証する書面 | 1通 |
| 取締役の本人確認証明書 | 1通 |

※平成28年5月31日でも正解とする。

第2欄（減点限度枠…17点）

| |
|---|
| ア 登記の事由 |
| 株式の消却 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更 取締役及び代表取締役の変更 新株予約権の消滅 新株予約権の行使期間満了 |
| イ 登記すべき事項 |
| 平成28年6月17日変更 発行済株式の総数 1080株 各種の株式の数 A種類株式 800株 B種類株式 0株（※記載していなくとも正解とする） C種類株式 280株 平成28年6月21日変更 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容 A種類株式 4000株 B種類株式 6000株 C種類株式 800株 1 取得請求の定め A種類株主は、いつでも、当会社に対してA種類株式の取得を請求することができ、この場合には、当該A種類株式1株の取得と引換えに、当会社の第1回新株予約権1個を交付する。 平成28年6月20日取締役F解任 平成28年6月21日取締役E死亡 平成28年6月27日取締役B辞任 平成28年6月27日退任 取締役 A、取締役 C、代表取締役 A 平成28年6月27日就任 取締役 I、取締役 J、取締役 K、取締役 B 東京都新宿区高田馬場一丁目1番1号 代表取締役 K |

| | |
|--|------------------------|
| 平成 28 年 6 月 27 日変更 | |
| 第 1 回新株予約権 | |
| 新株予約権の数 200 個 | |
| 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 | |
| B 種類株式 1000 株 | |
| 平成 28 年 7 月 11 日第 1 回新株予約権の行使期間満了 | |
| ウ | 課税標準金額 |
| | |
| エ | 登録免許税の額及びその内訳 |
| 金 4 万円 | 内訳 役員変更分 金 1 万円 |
| | 登記事項変更分 金 3 万円 |
| オ | 添付書類の名称及び必要な通数 |
| 委任状 | 1 通 |
| 定款 | 1 通 |
| 種類株主総会議事録 | 1 通 |
| 株主総会議事録 | 2 通 |
| 取締役の就任承諾書は株主総会議事録の記載を援用する | |
| 取締役会議事録 | 2 通 |
| 代表取締役の就任承諾書は取締役会議事録の記載を援用する | |
| 辞任届 | 1 通 |
| 死亡届 | 1 通 |
| 印鑑証明書 | 6 通 |

第 3 欄（減点限度枠…4 点）

| | |
|--|-------------------|
| ア | 登記の申請をすることができない事項 |
| 1. 取締役 C の解任の件 | |
| 2. 募集株式の発行の件 | |
| イ | 理由 |
| 1. 本問会社は、取締役選任権付株式を発行している。この場合、A 種類株式の種類株主総会によって選任された取締役 C について、A 種類株式の種類株主総会によって解任しなければならず、通常の株主総会において解任の決議をすることはできない。 | |
| 2. 払込期日が募集事項の決定に関する委任決議の日から 1 年以内の日になく、委任決議が無効となるから。 | |

自己採点基準について

自己採点は、すべて減点方式とさせていただきます。

<原則的な自己採点基準>

1 箇所間違いにつき、「-1 点」ずつして行ってください。記載すべきでないものを記載した場合も「-1 点」として下さい。

<登記すべき事項について>

例えば、発行済株式の総数等の変更については、「発行済株式の総数」と各種類の株式の数のうちの「A 種類株式」と「B 種類株式」の 3 箇所を間違えた場合、それぞれ「-1 点」として、合計「-3 点」として下さい。

（この場合、その箇所につき全く書けなかった場合も、「-3 点」として下さい。）

また、役員等の変更については、役員 1 人の間違いにつき、それぞれ「-1 点」として下さい。

問題文に指示されている斜線の引き忘れ等は、「-1 点」として下さい。

<添付書面について>

通数間違い、書面の名称の間違いともに、1 箇所間違えるごとに「-1 点」として下さい。

<登記をすることができない事項について>

解答中に下線の引いてある部分の間違い 1 箇所につき、「-1 点」として下さい。（この下線は、あくまで自己採点するための下線ですから、くれぐれも本試験では下線を引かないで下さい。）

また、各解答欄には、「減点限度枠」というものが設定してあります。

各解答欄については、減点限度枠の範囲内で減点して行って下さい。

※ 自己採点基準に関する個別のご質問は、果てしない議論を生みますので、一切お答えしないこととさせていただきます。

<役員等の変更関連>

論点 1 役員選任権付種類株式

論点 2 役員選任権付種類株式の廃止の擬制

解 説

<第1欄について>

1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

(1) Dについて

Dは、平成28年5月12日に辞任している。

本問会社の定款には、「当会社の取締役の員数は、5名以上とする。」旨の定めがあるが（別紙11聴取記録6、別紙12聴取記録7）、Dが辞任しても他に取締役が5名いるため、定款で定めた取締役の員数に欠けることはなく、Dは取締役の権利義務を有する者とはならない。

よって、取締役Dの辞任の登記を申請する。

(2) Hについて

Hは、平成28年5月15日に開催されたB種類株主総会において、選任されている（別紙5第1号議案）。また、席上就任承諾している。

本問会社には、取締役選任権付種類株式の定款の定めがあるため、取締役の選任は、株主総会ではなく、種類株主総会でされることになる。

会社法108条（異なる種類の株式）

I 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる2以上の種類の株式を発行することができる。ただし、指名委員会等設置会社及び公開会社は、第9号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。

⑨ 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること。

従って、Hは取締役に就任する。

よって、Hの取締役の就任の登記を申請する。

(3) Cについて

取締役Cは、平成28年5月15日に開催された臨時株主総会において、解任されている（別紙3第1号議案）。

しかし、Cは平成26年6月27日開催のA種類株主による種類株主総会によって選任さ

れた者であり（別紙 11 聴取記録 7），本問会社には，取締役選任権付種類株式の定款の定めがある（別紙 1）。

取締役選任権付種類株式の定款の定めのある会社における取締役の解任は，定款に別段の定めがある場合又は当該取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合を除き，当該取締役を選任した種類の種類株主総会によってする。

会社法 347 条（種類株主総会における取締役又は監査役の選任等）

I 第 108 条第 1 項第 9 号に掲げる事項（役員選任権付種類株式）についての定めがある種類の株式を発行している場合における第 339 条第 1 項の規定（役員等の解任の規定）の適用については，第 339 条第 1 項中「株主総会の決議」とあるのは「株主総会（種類株主総会において選任された取締役については，当該取締役の選任に係る種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（定款に別段の定めがある場合又は当該取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合にあっては，株主総会））の決議」とする。

本問会社は，定款に別段の定めも無く，取締役 C を選任した A 種類株主による種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在するので，A 種類株主による種類株主総会ではない通常の株主総会において C を解任することはできない。

第 2 問第 3 欄

| |
|--|
| ア 登記の申請をすることができない事項 |
| 1. 取締役 C の解任の件 |
| イ 理由 |
| 1. 本問会社は，取締役選任権付株式を発行している。この場合，A 種類株式の種類株主総会によって選任された取締役 C について，A 種類株式の種類株主総会によって解任しなければならず，通常の株主総会において解任の決議をすることはできない。 |

2. 登記手続

① 登記の事由

「取締役の変更」と記載する。

② 登記すべき事項

「平成 28 年 5 月 12 日取締役 D 辞任

平成 28 年 5 月 15 日取締役 H 就任」と記載する。

③登録免許税

「役員変更分 金1万円」となる。

役員等の変更の登記の登録免許税の額は、申請1件につき金3万円（資本金の額が1億円以下の会社については、1万円）となる（登免法別表1. 24 (1) 力）。

④添付書面及び通数

ア. 取締役の選任を証する書面として「種類株主総会議事録」1通を添付する。

商登法 46 条

II 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

イ. 取締役の就任承諾書については、「取締役の就任承諾書は、種類株主総会議事録の記載を援用する」と記載する。

商登法 54 条（取締役等の変更の登記）

I 取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役…の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

※ただし、被選任者が席上で就任を承諾した場合は、登記申請書において「就任承諾書は株主総会議事録（取締役会議事録、種類株主総会議事録）の記載を援用する」などと記載すれば足りる。

ウ. Hの「本人確認証明書」1通を添付する。

商業登記規則 61 条（添付書面）

V 設立の登記又は取締役、監査役若しくは執行役の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書には、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役（以下この項において「取締役等」という。）が就任を承諾したことを証する書面に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付しなければならない。ただし、登記の申請書に第2項（第3項において読み替えて適用される場合を含む。）又は前項の規定により当該取締役等の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付する場合は、この限りでない。

エ. Dの退任を証する書面として「辞任届」1通を添付する。

商登法 54 条（取締役等の変更の登記）

IV 第 1 項又は第 2 項に規定する者（役員等）の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

オ. 司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」を 1 通添付する。

代理人によって登記を申請するには、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない（商登法 18 条）。

<第2欄について>

1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

(1) Fについて

取締役Fは、平成28年6月20日に開催された臨時株主総会において、解任されている（別紙8第1号議案）。

Fは平成26年6月27日開催のB種類株主による種類株主総会によって選任された者であり（別紙11聴取記録7）、本問会社には、取締役選任権付種類株式の定款の定めがある（別紙1）。

取締役選任権付種類株式の定款の定めのある会社における取締役の解任は、定款に別段の定めがある場合又は当該取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合を除き、当該取締役を選任した種類の種類株主総会によってする。

会社法347条（種類株主総会における取締役又は監査役の選任等）

I 第108条第1項第9号に掲げる事項（役員選任権付種類株式）についての定めがある種類の株式を発行している場合における第339条第1項の規定（役員等の解任の規定）の適用については、第339条第1項中「株主総会の決議」とあるのは「株主総会（種類株主総会において選任された取締役については、当該取締役の選任に係る種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（定款に別段の定めがある場合又は当該取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合にあっては、株主総会）の決議」とする。

本問会社においては、平成28年6月17日に発行済みのB種類株式全てを対象とする自己株式の取得の効力が生じ（別紙6第1号議案、別紙12聴取記録1）、同日、取得した株式の全部について消却の効力が生じている（別紙7第1号議案、別紙12聴取記録2）。

よって、B種類株式を有する者は、いなくなり、B種類株主総会において、議決権を行使できる者を欠くため、B種類株主総会ではない通常の株主総会においてFを解任することができる。

以上より、取締役Fの解任の登記を申請する。

(2) Eについて・役員選任権付種類株式の定め廃止の擬制について

Eは、平成28年6月21日に死亡している（別紙12聴取記録4）。

従って、取締役Eの死亡による退任の登記を申請する。

ところで、本問会社の定款には、「当会社の取締役の員数は、5名以上とする。」旨の定

めがあるところ（別紙 12 聴取記録 7），E が死亡したことにより，平成 28 年 6 月 21 日における本問会社の取締役は A，B，C，H の 4 名のみとなり，定款で定めた取締役の員数に満たないことになる。

この場合，さらに B 種類株主総会において新たな取締役を選任すべきことになるが（A 種類株主による種類株主総会では，すでに 3 名の取締役を選任しているので新たな取締役を選任することはできず，C 種類株主総会ではそもそも取締役を選任することができないと定められている，別紙 1），本問会社においては，平成 28 年 6 月 17 日に発行済みの B 種類株式全てを対象とする自己株式の消却の効力が生じており（別紙 7 第 1 号議案，別紙 12 聴取記録 2），B 種類株式について議決権を有する B 種類株主は存在しない。

「さて，新たな取締役を選任しなければならないのに，選任できない。困った。」
ということで，会社法は以下の規定を設けている。

会社法 112 条（取締役の選任等に関する種類株式の定款の定めを廃止の特則）

I 第 108 条第 2 項第 9 号に掲げる事項（役員選任権付種類株式の定め，取締役に
関するものに限る。）についての定款の定めは，この法律又は定款で定めた取締
役の員数を欠いた場合において，そのために当該員数に足りる数の取締役を
選任することができないときは，廃止されたものとみなす。

つまり，①この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた場合②そのために（取締
役選任権付種類株式の定めがあるために）当該員数に足りる数の取締役を選任する
ことができないときは，取締役選任権付種類株式の定めは廃止されたものとみな
される。（つまり，通常の株主総会において取締役の選任をすることができるよ
うになる。）

これを本問にあてはめてみると，①平成 28 年 6 月 21 日に E が死亡したことにより，
「定款で定めた取締役の員数を欠いた場合」に当たり，②平成 28 年 6 月 17 日に発行済
みの B 種類株式全てを対象とする自己株式の消却の効力が生じたことにより，「取締
役選任権付種類株式の定めがあるために当該員数に足りる数の取締役を選任する
ことができないとき」に当たる。

従って，本問会社における取締役選任権付種類株式の定めは，これらの 2 つの要件がそ
ろった平成 28 年 6 月 21 日に廃止されたものとみなされる。

以上より，取締役選任権付種類株式の定めを廃止する旨の種類株式の内容の変更の登記
を申請する。

(3) A，B，C について

取締役 A，C については，平成 28 年 6 月 27 日の定時株主総会の終結時に任期満了によ
り退任する。

また、代表取締役Aは、同日、代表取締役の前提資格たる取締役の地位を失い、資格喪失により退任する。

※Aについての新株予約権の消滅については、論点8で後述する。

Bについては、平成28年6月27日の定時株主総会終結時に辞任する旨の辞任届を提出している。そして、平成28年6月27日に取締役に再度選任されて就任承諾しているが（別紙9第2号議案）、「平成28年6月27日重任」の登記ではなく、「平成28年6月27日辞任」の登記と「平成28年6月27日就任」の登記を申請することになる。

定時株主総会の終結と同時に「辞任」する取締役が当該定時株主総会において再選され、直ちに就任承諾をした場合は、その登記原因は、「重任」ではなく、「辞任」及び「就任」となる。「重任」という言葉は、任期満了後時間を置かずに就任することを意味するからである。

(4) I, J及びKについて

I, J及びKは、平成28年6月27日に開催された定時株主総会において、取締役に選任され、席上就任承諾をしている（別紙9第2号議案）。

平成28年6月27日の時点では、すでに取締役選任権付種類株式の定めは廃止されているため、通常の株主総会によって取締役を選任することができる。

従って、取締役I, J及びKの就任による変更の登記を申請する。

次に、平成28年6月27日にKが取締役会の決議によって、代表取締役に選定され、席上就任承諾をしている（別紙10第1号議案）。

従って、Kは代表取締役に就任する。

よって、Kの代表取締役の就任による変更の登記を申請する。

2. 登記手続

①登記の事由

「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更
取締役及び代表取締役の変更」と記載する。

②登記すべき事項

「平成28年6月21日変更

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容

A種類株式 4000株

B種類株式 6000株

C種類株式 800株

1 取得請求の定め

A種類株主は、いつでも、当会社に対してA種類株式の取得を請求することができ、この場合には、当該A種類株式 1 株の取得と引換えに、当会社の第 1 回新株予約権 1 個を交付する。

平成 28 年 6 月 20 日取締役 F 解任

平成 28 年 6 月 21 日取締役 E 死亡

平成 28 年 6 月 27 日取締役 B 辞任

平成 28 年 6 月 27 日退任

取締役 A、取締役 C、代表取締役 A

平成 28 年 6 月 27 日就任

取締役 I、取締役 J、取締役 K、取締役 B

東京都新宿区高田馬場一丁目 1 番 1 号

代表取締役 K」と記載する。

③登録免許税

| | |
|---------|-------------|
| 「役員変更分 | 金 1 万円 |
| 登記事項変更分 | 金 3 万円」となる。 |

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更の登記の登録免許税の額は、登記事項変更分として、申請 1 件につき金 3 万円となる（登免法別表 1. 24 (1) ツ)。

④添付書面及び通数

ア. 取締役の解任を証する書面として「株主総会議事録（平成 28 年 6 月 20 日分）及び種類株主総会議事録（平成 26 年 6 月 27 日分）」各 1 通を添付する。

※なお、取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合に、通常の株主総会において取締役を解任した場合には、当該解任に係る株主総会議事録のほか、「当該取締役を選任した種類株主総会議事録」及び「種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しないことを証する書面（株主名簿等）」を添付する必要があるとされている（平成 14 年先例）。

しかし、本問においては B 種類株式がすべて消却されており（別紙 6, 7, 12 聴取記録 1, 2）、発行済の B 種類株式の総数がゼロであることが登記記録上明らかであるため、B 種類株主総会において、議決権を行使することができる株主が存在しないことを証明することは要せず、株主総会議事録及び F を選任した際の種類株主総会議事録を添付すれば足りる（平成 14 年先例）。

取締役の選任を証する書面及び取締役の任期満了による退任を証する書面として

- 「株主総会議事録（平成 28 年 6 月 27 日分）」1 通を添付する。
- イ. 役員選任権付種類株式の廃止の擬制による種類株式の内容の変更の登記に関し、定款において法令と異なる役員の員数を定めていることを証するため「定款」1 通を添付する。
- ※株主総会議事録に取締役の任期が満了する旨の記載があるため、定時株主総会が開催されるべきであった時期を明らかにするための「定款」の添付は要しない。

任期満了により取締役を改選した場合、株主総会の議事録に任期満了により退任した旨の記載があるときは、当該株主総会の議事録を添付すれば足りる（昭 53. 9. 18 民 4. 5003）。しかし、そのような記載がないときは、定時株主総会が開催されるべきであった時期を明らかにするため（昭 33. 12. 23 民甲 2655）、定款を添付する（商登法 54 条 4 項）。

- ウ. 取締役の就任承諾書については、「取締役の就任承諾書は、株主総会議事録の記載を援用する」と記載する。
- エ. 代表取締役の選定を証する書面として「取締役会議事録」1 通を添付する。
- オ. 代表取締役の就任承諾書については、「代表取締役の就任承諾書は、取締役会議事録の記載を援用する」と記載する。
- カ. 取締役の退任を証する書面として「死亡届」1 通を添付する。
- キ. 取締役の辞任を証する書面として「辞任届」1 通を添付する。
- ク. 印鑑証明書 6 通を添付する。
- 選任された代表取締役 K が就任承諾書に押印した印鑑につき市区町村長の作成した「印鑑証明書」1 通を添付する。
- 代表取締役の選定に関する取締役会議事録には、変更前の代表取締役 A が登記所に届け出ている印鑑を押印していない（別紙 12 聴取記録 6）。
- そのため、取締役会議事録に押印した印鑑の証明書（取締役 H, I, J, K, 及び監査役 G の分）の添付を要する。
- なお, I, J, K, の印鑑証明書を添付するため, I, J, K, の本人確認証明書の添付は要しない。

取締役会設置会社における代表取締役の就任（再任を除く）による変更の登記の申請書には、代表取締役の就任承諾書の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。（商登規 61 条 2 項後段, 3 項）。

取締役会設置会社が取締役会の決議によって代表取締役を選定した場合には、出席した取締役及び監査役が取締役会議事録に押印した印鑑についての印鑑証明書が必要となる（商登規 61 条 4 項 3 号）。

- ケ. 司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」を 1 通添付する。

＜株式及び資本金の額の変更・新株予約権関連＞

| | |
|------|----------------------------|
| 論点 3 | 取得請求権付株式の取得と引換えにする新株予約権の発行 |
| 論点 4 | 株式無償割当て |
| 論点 5 | 募集株式の発行（第三者割当て・委任決議） |
| 論点 6 | 自己株式の取得 |
| 論点 7 | 自己株式の消却 |
| 論点 8 | 新株予約権の消滅 |
| 論点 9 | 新株予約権の行使期間満了 |

解説

＜第1欄について＞

1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

(1) 取得請求権付株式の取得と引換えにする新株予約権の発行について

東京商事株式会社のA種類株式については、取得請求権付株式の定めがある（別紙1）。

平成28年5月13日、株主であるGから、取得請求権に基づきA種類株式200株の取得を請求する旨の取得の請求がされている（別紙2，11聴取記録1）。

取得請求権付株式の株主は、株式会社に対して、当該株主の有する取得請求権付株式を取得することを請求することができる（会社法166条1項本文）。そして、株式会社は、取得の請求の日に、その取得請求に係る取得請求権付株式を取得する（会社法167条1項）。

取得と引換えに交付する新株予約権の帳簿価額は、取得の効力発生日における分配可能額を超えていない（別紙11聴取記録1）。

取得請求権付株式の取得の対価が当該株式会社の他の株式以外の財産である場合、当該財産の帳簿価額が取得の事由が生じた日における分配可能額を超えている場合には、取得の効力を生じない（会社法166条1項ただし書）。

以上により、東京商事株式会社によるA種類株式200株の取得は、平成28年5月13日に適法になされた。

これにより、本間会社の発行済みのA種類株式1000株のうち、200株が自己株式になった。

ところで、会社がするA種類株式の取得によって発行済株式の総数に変更は生じないため、A種類株式の取得自体について申請すべき登記や添付すべき添付書面はない。もっとも、取得対価である第1回新株予約権について登記事項に変更が生ずることになるので、新株予約権についての変更の登記（取得請求権付株式の取得と引換えにする新株予約権の発行の登記）を申請することとなる。

（2）株式の無償割当てについて

平成28年5月15日開催の取締役会において、効力発生日を平成28年5月31日とし、平成28年5月15日最終の株主名簿に記載された株主について、A種類株式を有する種類株主に対し、A種類株式10株につきC種類株式1株の株式の無償割当てをする旨の決議が出席取締役全員の賛成をもって承認確定された（別紙4第1号議案）。

会社法186条（株式無償割当てに関する事項の決定）

II 前項第1号に掲げる事項（株式無償割当てに関する事項）についての定めは、当該株式会社以外の株主（種類株式発行会社にあつては、同項第3号の種類<無償割当てを受ける種類>の種類株主）の有する株式（種類株式発行会社にあつては、同項第3号の種類<無償割当てを受ける種類>の株式）の数に応じて同項第1号の株式を割り当てることを内容とするものでなければならない。

III 第1項各号に掲げる事項（株式無償割当てに関する事項）の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

会社法186条2項に規定されているとおり、株式の無償割当ては、自己株式に対してはなされない。

平成28年5月15日現在、発行済みのA種類株式は1000株、そのうち自己株式は200株である。

従って、A種類株式800株について、「A種類株式10株につきC種類株式1株」の割合で無償割当てがなされることになる。

よって、C種類株式80株が新たに発行されることになる。

以上より、株式の無償割当てによる発行済株式総数の変更の登記を申請する。

（3）募集株式の発行について

平成28年5月15日に取締役会の決議により、平成28年5月30日を払込期日とする第三者割当てによる募集株式の発行に係る募集事項の決定がなされている。決議は、満場一致をもって可決承認されている（別紙4第2号議案）。

これに先立ち、平成 27 年 5 月 28 日の臨時株主総会において、募集株式の発行に係る募集事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされている（別紙 11 聴取記録 4）。

委任決議が平成 27 年 5 月 28 日になされたところ、募集事項の決定における払込期日は平成 28 年 5 月 30 日となっており、委任決議がなされてからすでに 1 年が経過していることが分かる。

会社法 200 条（募集事項の決定の委任）

I …，株主総会においては，その決議によって，募集事項の決定を取締役（取締役会設置会社にあつては，取締役会）に委任することができる。この場合においては，その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めなければならない。

III 第 1 項の決議（委任決議）は，前条第 1 項第 4 号の期日＜払込期日＞（同号の期間を定めた場合にあつては，その期間の末日＜払込期間の末日＞）が当該決議の日から 1 年以内の日である同項の募集についてのみその効力を有する。

※本規定は，公開会社でない株式会社に関する規定である（念のため…）。

従って，この募集株式の発行について委任決議の効力は及ばず，非公開会社である本問会社においては，取締役会によって募集事項の決定をすることはできない。

第 2 問第 3 欄

| |
|---|
| ア 登記の申請をすることができない事項 |
| 2. 募集株式の発行の件 |
| イ 理由 |
| 2. 払込期日が募集事項の決定に関する委任決議の日から 1 年以内の日になく，委任決議が無効となるから。 |

2. 登記手続

①登記の事由

「株式無償割当て

取得請求権付株式の取得と引換えにする新株予約権の発行」と記載する。

②登記すべき事項

「平成 28 年 5 月 31 日変更

発行済株式の総数 1580 株

各種の株式の数

A 種類株式 1000 株

B 種類株式 300 株

C 種類株式 280 株

平成 28 年 5 月 13 日変更

第 1 回新株予約権

新株予約権の数 300 個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

B 種類株式 1500 株」と記載する。

③登録免許税

「登記事項変更分 金 3 万円」となる。

株式無償割当てによる発行済株式総数の変更の登記の登録免許税の額は、登記事項変更分として、申請 1 件につき金 3 万円となる（登免法別表 1. 24 (1) ツ）。

取得請求権付株式の取得と引換えにする新株予約権の発行の登記の登録免許税の額は、登記事項変更分として、申請 1 件につき金 3 万円となる（登免法別表 1. 24 (1) ツ）。

④添付書面及び通数

ア. 株式無償割当ての決議がなされたことを証する書面として「取締役会議事録」1 通を添付する。

イ. 「取得請求があったことを証する書面」1 通を添付する。

ウ. 「分配可能額が存在することを証する書面」1 通を添付する。

エ. 司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」を 1 通添付する。

<第2欄について>

1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

(1) 平成28年6月17日を譲渡しの申込期日とする自己株式の取得について

平成27年6月27日開催の定時株主総会において、株式を取得することができる期間を1年として自己株式の取得に関する事項の決定が有効にされた（別紙12聴取記録1）。

会社法156条（株式の取得に関する事項の決定）

I 株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するには、あらかじめ、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、第3号の期間は、1年を超えることができない。

- ① 取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
（中略）
- ③ 株式を取得することができる期間

その後、平成28年6月2日開催の取締役会において、発行済のB種類株式の全てである300株について会社が取得する旨の決議が満場一致をもって可決承認された（別紙6第1号議案）。

会社法157条（取得価格等の決定）

I 株式会社は、前条第1項の規定による決定に従い株式を取得しようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

- ① 取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数）
（中略）
- ④ 株式の譲渡しの申込みの期日

II 取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

自己株式の取得についてB種類株主に対し必要な通知がなされた（別紙12聴取記録1）。

会社法158条（株主に対する通知等）

I 株式会社は、株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）に対し、前条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

II 公開会社においては、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

その後、平成 28 年 6 月 17 日、B 種類株主 Z が自己の有する B 種類株式 300 株を譲り渡す旨の申込みをした（別紙 12 聴取記録 1）。

会社法 159 条（譲渡しの申込み）

II 株式会社は、第 157 条第 1 項第 4 号の期日（申込期日）において、前項の株主が申込みをした株式の譲受けを承諾したものとみなす。・・・

当該自己株式の取得に関する金銭の帳簿価額の総額は、平成 28 年 6 月 17 日現在における分配可能額を超えていない（別紙 12 聴取記録 1）。

会社法 461 条（配当等の制限）

I 次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。）の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。

③ 第 157 条第 1 項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得

以上より、東京商事株式会社による B 種類株式 300 株の取得は、平成 28 年 6 月 17 日に適法になされた。

これにより、本間会社の発行済みの B 種類株式 300 株が自己株式になった。

なお、会社がする自己株式の取得によって登記事項に変更は生じないため、自己株式の取得について申請すべき登記や添付すべき添付書面はない。

※ この自己株式の取得は、役員選任権付種類株式の定め の 廃止 擬制 及び 自己株式の消却の論点に関連する。

(2) 自己株式の消却について

平成 28 年 6 月 17 日、取締役会の決議により、同日、本間会社の有する自己株式全てについて、自己株式の消却がされた（別紙 7 第 1 号議案）。

会社法 178 条（株式の消却）

I 株式会社は、自己株式を消却することができる。この場合においては、消却する自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、自己株式の種類及び種類ごとの数）を定めなければならない。

II 取締役会設置会社においては、前項後段の規定による決定は、取締役会の決議によらなければならない。

本問会社の有している自己株式は、A種類株式 200 株、B種類株式 300 株である。
従って、それらにつき発行済（種類）株式の総数が減少する旨の変更の登記を申請する。

(3) 新株予約権の消滅について

第1回新株予約権については、行使の条件として「新株予約権の行使は、当会社の取締役及び監査役のみがすることができる。これを付与した取締役又は監査役が一旦退任した場合には、再度就任するか否かを問わず、一切の新株予約権の行使を認めない。」との定めがある（別紙1）。

そして、平成26年7月1日に発行された第1回新株予約権100個については、本問会社の取締役であるAが保有している（答案作成上のその他の注意事項8）。

また、平成28年5月13日に発行された新株予約権200個（解答第1欄参照）については、本問会社の監査役であるGが保有している（別紙2第1号議案参照）。

平成28年6月27日、取締役Aが任期満了により退任した。

そのため、登記された新株予約権の行使の条件を満たさなくなったAは新株予約権の行使をすることが出来なくなり、Aが保有している新株予約権100個は、消滅する。

会社法 287 条

・・・新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなったときは、当該新株予約権は、消滅する。

(4) 新株予約権の行使期間満了について

第1回新株予約権については、行使期間として「平成28年7月10日まで」との定めがある（別紙1）。

従って、行使期間が満了した日である平成28年7月10日の翌日（平成28年7月11日）に第1回新株予約権（監査役Gが有する200個の新株予約権）は消滅する。

2. 登記手続

①登記の事由

「株式の消却

新株予約権の消滅

新株予約権の行使期間満了」と記載する。

②登記すべき事項

「平成28年6月17日変更

発行済株式の総数 1080株

各種の株式の数

A種類株式 800株

（B種類株式 0株）

C種類株式 280株

平成28年6月27日変更

第1回新株予約権

新株予約権の数 200個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

B種類株式 1000株

平成28年7月11日第1回新株予約権の行使期間満了」と記載する。

③登録免許税

「登記事項変更分 金3万円」となる。

自己株式の消却による発行済株式総数の変更の登記の登録免許税の額は、登記事項変更分として、申請1件につき金3万円となる（登免法別表1. 24（1）ツ）。

新株予約権の消滅による変更の登記の登録免許税の額は、登記事項変更分として、申請1件につき金3万円となる（登免法別表1. 24（1）ツ）。

新株予約権の行使期間満了による変更の登記の登録免許税の額は、登記事項変更分として、申請1件につき金3万円となる（登免法別表1. 24（1）ツ）。

④添付書面及び通数

ア. 自己株式の消却の決議があったことを証する書面として「取締役会議事録」1通を添付する。

イ. 司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」を1通添付する。

※新株予約権の消滅については、現行商業登記法上、添付書面を求める規定がないため、委任状以外の添付書面を要しない。

※新株予約権の行使期間満了については、登記官において満了の事実が明らかであるため、委任状以外の添付書面の提供を要しないとされている。

補助レジュメ

役員選任権付種類株式

会社法 108 条（異なる種類の株式）

I 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる 2 以上の種類の株式を発行することができる。ただし、指名委員会等設置会社及び公開会社は、第 9 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。

⑨ 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること。

会社法 339 条（解任）

I 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

会社法 347 条（種類株主総会における取締役又は監査役の選任等）

I 第 108 条第 1 項第 9 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合における第 339 条第 1 項の規定の適用については、第 339 条第 1 項中「株主総会の決議」とあるのは「株主総会（種類株主総会において選任された取締役については、当該取締役の選任に係る種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（定款に別段の定めがある場合又は当該取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合にあっては、株主総会）の決議」とする。

※長い条文なので、内容を要約してあります。

まずは、108 条 1 項 9 号と 339 条 1 項をざっと見て下さい。

108 条 1 項 9 号は役員選任権付種類株式の定めに関する規定、339 条 1 項は役員解任に関する規定です。

これを前提に、347 条 1 項を読みます。

347 条 1 項を要約すると、「種類株主総会において選任された取締役については、その取締役を選任した種類の種類株主総会によって解任する。」ということが書かれています。

なお、監査役についても同旨の規定があります（会社法 347 条 2 項）。

そもそも、役員選任権付種類株式は、持株比率と異なる割合で取締役や監

査役を選任したいと望む株主間の契約を制度化したものです。

だから、その趣旨を貫くと、取締役や監査役の解任についても、その役員を選任した種類株主総会ですることになります。

なお、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合には、株主総会の決議によって解任することになります。

そうしないと、仕方がないからです。

<具体例>

「A種類株主は、種類株主総会において、取締役3名を選任することができる。」

⇒この定款規定があると、通常株主総会による取締役の「選任」のみならず、（一定の例外を除き）通常株主総会による取締役の「解任」もすることができない。

※監査役も同様。

<種類株主総会で選任された取締役の解任>

e x. 取締役甲がA種類株主総会で選任されて、就任した。

(問1) この場合の解任の方法は？

①通常の場合（会社法 347 条 1 項括弧書）

⇒A種類株主総会で解任する。

※A種類株主総会に選任権があっても、通常の株主総会に解任権があるならば、役員選任権付種類株式をわざわざ規定した意味がなくなるから（通常の株主総会で解任できるならば、例えば、A種類株主総会で選任した取締役が「他の種類株主から見て気に食わない」という理由で、通常の株主総会ですぐに解任されてしまうことになる。）。

②取締役甲の任期満了前にA種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合。例えば、A種類株式の全てが自己株式になった場合（会社法 347 条 1 項括弧書の中の括弧書）

⇒通常の株主総会で解任する。

※解任権者が全くいない状態なので、仕方がない。

③定款に別段の定めがある場合（会社法 347 条 1 項括弧書の中の括弧書）

⇒通常の株主総会で解任する。

（問2）取締役解任による変更の登記を申請する場合の添付書面は？

①の方法によって解任した場合

⇒ （取締役甲の選任時の）「A種類株主総会議事録」

（取締役甲の解任時の）「A種類株主総会議事録」

※選任時の議事録を添付するのは、取締役甲がどの種類株主総会によって選任されたのかは登記されないから。つまり、「A種類株主総会が取締役甲の解任権者である」ということを証明するには、選任時の議事録を添付して証明する必要があるから。

②の方法によって解任した場合

⇒ （取締役甲の選任時の）「A種類株主総会議事録」

（通常の株主総会による解任時の）「株主総会議事録」

「株主名簿」

※株主名簿を添付するのは、「A種類株主総会には、議決権を行使することができる株主が存在しない」ということを証明するため。つまり、「通常の総会が取締役甲の解任権者である」ということを証明するために株主名簿を添付する。

難 なお、この趣旨からいうと、例えば、A種類株式の全てが自己株式になって、その後、A種類株式全てについて自己株式の消却が行われた場合には、A種類株主全てに議決権がないことが登記記録上明らかになるので、株主名簿を添付する必要はないことになる。

③の方法によって解任した場合

⇒ 「定款」

（通常の株主総会による解任時の）「株主総会議事録」

※この場合、定款を添付すれば、「通常の総会が取締役甲の解任権者である」ということを証明することができる。

役員選任権付種類株式の定め廃止の擬制

会社法 112 条（取締役の選任等に関する種類株式の定款の定め廃止の特則）

I 第 108 条第 2 項第 9 号に掲げる事項〔役員選任権付種類株式〕についての定款の定めは、この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた場合において、そのために当該員数に足りる数の取締役を選任することができないときは、廃止されたものとみなす。

112 条については、知っているかどうかだけで勝負が決まります。

もし本試験でこの話が出題されたとしたら、112 条を知らない人は、全くの白紙答案で帰ってくることになりかねません。

112 条は、「①この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた場合」において「②そのため（役員選任権付種類株式の定めがあるため）に当該員数に足りる数の取締役を選任することができないとき」は、役員選任権付種類株式の定めが廃止されたものとみなされる旨が規定されています。

例えば、役員選任権付種類株式の定めがある種類株式発行会社において、A 種類株主総会によって選任された取締役 X が死亡してしまい、法律（又は定款）で定める取締役の員数が足りなくなったとします。

この場合、通常なら、A 種類株主総会において、新たに取締役を選任し直すことになります。

しかし、A 種類株式すべてが会社の自己株式になってしまった場合等、A 種類株主総会において誰も議決権を行使することができなくなったときは、困ります。

役員選任権付種類株式の定めがある以上、通常の株主総会で取締役を選任することはできません。

また、A 種類株主総会で選任するはずであった取締役を他の種類の株式である B 種類株主総会で選任することも、（持株比率と異なる割合で取締役を選任したいと望む）株主間の契約を制度化した役員選任権付種類株式の趣旨に反します。

結局、このままだと、新たな取締役を選任することが難しくなってしまう

ます。

そこで、112 条は、役員選任権付種類株式の定めが廃止されたものとみなします。

役員選任権付種類株式の定めがなければ、通常の株主総会で取締役を選任することができますから、この問題は解決します。

次に、登記手続について説明します。

役員選任権付種類株式の定めが廃止されたものとみなされた場合には、「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容」の登記事項に変更が生じますので、登記の申請が必要となります。

仮に、A種類株式とB種類株式の 2 種類の株式にそれぞれ役員選任権付種類株式の定めがあった場合でも、すべての役員選任権付種類株式の定めを廃止する旨の登記を申請します。

これは、株主間の契約の制度化という役員選任権付種類株式の趣旨から、一部の種類株主だけに選任権を残さず、すべてを廃止するのが妥当だと考えられるからです。

なお、定款において法令の規定と異なる役員の員数を定めている場合には、これを証するため、「定款」が添付書面になります。

<要件>

- ①この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた
- ②そのために当該員数に足りる数の取締役を選任することができない
 (つまり、役員選任権付種類株式の定めが邪魔で、新たな取締役を選任することができない)

⇒役員選任権付種類株式の定めは、廃止されたものとみなす。

(商業登記との関係では、「種類株式の内容の変更の登記」を申請して、役員選任権付種類株式の定めを廃止する旨の登記をすることになる。)

<具体例>

e x. 株式会社X（取締役会設置会社）があるとする。

登記記録は、以下の通りである。

| | |
|---------------------------|---|
| 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容 | <p>A種類株式 1000株</p> <p>B種類株式 1000株</p> <p>C種類株式 1000株</p> <p>1 残余財産の分配</p> <p>残余財産の分配については、B種類株主及びC種類株主に対し、A種類株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>B種類株式 1株につき100円</p> <p>C種類株式 1株につき200円</p> <p>1 取締役の選任</p> <p>A種類株主は、種類株主総会において、取締役3名を選任することができる。</p> <p>B種類株主は、種類株主総会において、取締役を選任することができない。</p> <p>C種類株主は、種類株主総会において、取締役を選任することができない。</p> |
| 株式の譲渡制限に関する規定 | <p>当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。</p> |

この場合において、平成28年3月1日、取締役甲、乙、丙の3名がA種類株主総会で選任されて、就任した。同日取締役会で代表取締役甲が選定されて、就任した。

その後、平成 28 年 3 月 20 日、株式会社 X と A 種類株主全員との合意により株式会社 X による自己株式の取得が行われ、A 種類株式全てが自己株式となった。

その後、取締役丙が、平成 28 年 4 月 1 日に死亡した。

この場合、株式会社 X としては、大変困ったことになる。

株式会社 X は、取締役会設置会社だから、取締役の最低員数は 3 人必要である。…とはいえ、取締役の選任権を唯一持っている A 種類株式については、全てが自己株式となっているため、議決権が全くない状態にある。

…新たな取締役を選任する方法がない!

そこで、会社法 112 条が登場する。

当てはめてみると、

①この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた

⇒「取締役丙が、平成 28 年 4 月 1 日に死亡した」という事実がこの要件に当たる。

②そのために当該員数に足りる数の取締役を選任することができない

⇒「平成 28 年 3 月 20 日、株式会社 X と A 種類株主全員との合意により株式会社 X による自己株式の取得が行われ、A 種類株式全てが自己株式となった」という事実がこの要件に当たる。

従って、両方の要件が揃った日である「平成 28 年 4 月 1 日」付で、役員選任権付種類株式の定めは、廃止されたものとみなされる。

その後、平成 28 年 4 月 10 日の株主総会において、株式会社は新たな取締役丁を選任することができる。

<分配可能額に関する規定>

<全部取得条項付種類株式の取得に関する財源規制>

会社法 461 条（配当等の制限）

I 次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等（当該株式会社の株式を除く。以下この節において同じ。）の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。

④ 第 173 条第 1 項の規定【全部取得条項付種類株式の全部の取得】による当該株式会社の株式の取得

会社法 462 条（剰余金の配当等に関する責任）

I 前条第 1 項の規定【配当等の制限】に違反して株式会社と同項各号に掲げる行為をした場合には、当該行為により金銭等の交付を受けた者並びに当該行為に関する職務を行った業務執行者（業務執行取締役・・・その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として法務省令で定めるものをいう。・・・）及び当該行為が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定める者は、当該株式会社に対し、連帯して、当該金銭等の交付を受けた者が交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う。

三 前条第 1 項第 4 号に掲げる行為【全部取得条項付種類株式の全部の取得】 第 171 条第 1 項の株主総会【全部取得条項付種類株式の取得に関する決定をする株主総会】（当該株主総会の決議によって定められた同項第 1 号に規定する取得対価の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合における当該株主総会に限る。）に係る総会議案提案取締役

全部取得条項付種類株式の取得は、自己株式の取得の一形態です。

財源規制に違反した取得については、会社法 462 条 1 項において規定されています。

この場合、業務執行取締役や総会議案提案取締役に特別な法的責任が負わされます。

この規定のポイントは、「取得行為自体は無効とせず、業務執行取締役等に責任を負わせる」ということです。

<取得請求権付株式の取得に関する財源規制>

会社法 166 条（取得の請求）

I 取得請求権付株式の株主は、株式会社に対して、当該株主の有する取得請求権付株式を取得することを請求することができる。ただし、当該取得請求権付株式を取得するのと引換えに第 107 条第 2 項第 2 号ロからホまでに規定する財産を交付する場合【取得対価が会社の他の株式以外のものである場合】において、これらの財産の帳簿価額が当該請求の日における第 461 条第 2 項の分配可能額を超えているときは、この限りでない。

<取得条項付株式の取得に関する財源規制>

会社法 170 条（効力の発生等）

V 前各項の規定【取得条項付株式の取得の効力の発生】は、取得条項付株式を取得するのと引換えに第 107 条第 2 項第 3 号ニからトまでに規定する財産を交付する場合【取得対価が会社の他の株式以外のものである場合】において、これらの財産の帳簿価額が同号イの事由が生じた日における第 461 条第 2 項の分配可能額を超えているときは、適用しない。

取得請求権付株式の取得と取得条項付株式の取得は、自己株式の取得の一形態ですが、財源規制に違反したこれらの取得について、会社法 462 条 1 項とは別に、本条で規定されています。

そして、これらの財源規制に違反した場合、「取得行為が無効」とされています。

なぜか？

それは、業務執行取締役等に責任を負わせるのが妥当でないという価値判断によって規定されているからです。

取得請求権付株式や取得条項付株式については、（原則として）その内容を定款にあらかじめ定めておく必要があって、取締役等の職務執行とは関係なく取得事由が生じるものだからです。

なお、461 条、166 条、170 条すべてにおいて、「取得の対価が会社の株式」である場合には、会社財産の流出がないため、財源規制が適用されないとされています。

<知らないを書けないシリーズ>

1. 新株予約権の消滅①

問 種類株式発行会社である株式会社Aの登記記録には、第1回新株予約権に関する登記がされている（新株予約権の数は10個、新株予約権の目的たる株式の種類及び数は、A種類株式10株）。そして、新株予約権の行使の条件として、「これを付与した役員が一旦退任した場合には、再度就任するか否かを問わず、一切新株予約権の行使を認めない」という登記がされている。

平成28年7月1日、新株予約権4個の新株予約権者である取締役Aが取締役の地位を失った。

申請書を書きなさい。

| |
|---|
| ア 登記の事由 |
| 新株予約権の消滅 |
| イ 登記すべき事項 |
| 平成28年7月1日変更 新株予約権の数 6個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 A種類株式 6株 |
| ウ 登録免許税の額 |
| 金3万円 |

⇒添付書面

委任状

2. 新株予約権の消滅②

問 種類株式発行会社である株式会社Aの登記記録には、第1回新株予約権に関する登記がされている（新株予約権の数は10個、新株予約権の目的たる株式の種類及び数は、A種類株式10株）。そして、新株予約権の行使の条件として、「これを付与した役員が一旦退任した場合には、再度就任するか否かを問わず、一切新株予約権の行使を認めない」という登記がされている。

平成28年7月1日、新株予約権10個の新株予約権者である取締役Aが取締役の地位を失った。

申請書を書きなさい。

| |
|-----------------|
| ア 登記の事由 |
| 新株予約権の消滅 |

| |
|--------------------------------------|
| イ 登記すべき事項 |
| 平成 28 年 7 月 1 日第 1 回新株予約権全部消滅 |
| ウ 登録免許税の額 |
| 金 3 万円 |

⇒添付書面

委任状

3. 新株予約権の放棄①

問 種類株式発行会社である株式会社Aの登記記録には、第1回新株予約権に関する登記がされている（新株予約権の数は10個、新株予約権の目的たる株式の種類及び数は、A種類株式10株）。

平成28年7月1日、新株予約権3個の新株予約権者であるAが会社に対し、自己の有する新株予約権全てを放棄する意思表示をした。

申請書を書きなさい。

| |
|---|
| ア 登記の事由 |
| 新株予約権の放棄 |
| イ 登記すべき事項 |
| 平成 28 年 7 月 1 日変更 新株予約権の数 7 個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 A種類株式 7 株 |
| ウ 登録免許税の額 |
| 金 3 万円 |

⇒添付書面

委任状

4. 新株予約権の放棄②

問 種類株式発行会社である株式会社Aの登記記録には、第1回新株予約権に関する登記がされている（新株予約権の数は10個、新株予約権の目的たる株式の種類及び数は、A種類株式10株）。

平成28年7月1日、新株予約権10個の新株予約権者であるAが会社に対し、自己の有する新株予約権全てを放棄する意思表示をした。

申請書を書きなさい。

| |
|------------------------------|
| ア 登記の事由 |
| 新株予約権の放棄 |
| イ 登記すべき事項 |
| 平成28年7月1日第1回新株予約権全部放棄 |
| ウ 登録免許税の額 |
| 金3万円 |

⇒添付書面

委任状

5. 新株予約権の行使期間満了

問 種類株式発行会社である株式会社Aの登記記録には、第1回新株予約権に関する登記がされている（新株予約権の数は10個、新株予約権の目的たる株式の種類及び数は、A種類株式10株）。そして、新株予約権の行使期間として、「平成28年7月1日まで」という登記がされている。

平成28年7月1日が経過した。

申請書を書きなさい。

| |
|------------------------------|
| ア 登記の事由 |
| 新株予約権の行使期間満了 |
| イ 登記すべき事項 |
| 平成28年7月2日新株予約権の行使期間満了 |
| ウ 登録免許税の額 |
| 金3万円 |

⇒添付書面

委任状

[MEMO]